平成２４年（フ）第５号
東京都小平市栄町２丁目14番24号コーポボナールＢ―202号
破産者　金澤　和広
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６号
東京都小平市栄町２丁目14番24号コーポボナールＢ―202号
破産者　金澤　英子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
東京都国分寺市泉町３丁目31番９―407号都営泉町三丁目アパート
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８２１号
横浜市中区本牧元町74番10号
破産者　有限会社小野工務店
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４０号
神奈川県厚木市妻田北４丁目３番８号
破産者　東和レジスター厚木販売株式会社
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺1330番地の１
破産者　株式会社そうご
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
岐阜市則武231番地１　パールハイツ90―203号室、開始決定時の住所岐阜市黒野南３丁目104番地３
破産者　津野　保利
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９６号
岐阜市長良雄総887番地13　ＳＡＮ　ＭＡＲＩＮＯ　301号室
破産者　亀井　敦司
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３２号
三重県志摩市大王町波切3938番地３
破産者　城山　　敬
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
大津市瀬田１丁目２番22号
破産者　昇建設株式会社
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４４号
京都市伏見区深草直違橋５丁目329番地
破産者　有限会社デリシャス
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６２２号
奈良県桜井市大字辻64番地
破産者　株式会社マルシマ
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
山口県大島郡周防大島町大字油宇751番地
破産者　有限会社田部組
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１７７５号
大阪市平野区加美北８丁目５番27号
破産者　株式会社サノ・メンテナンス
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０４号
大阪府門真市元町７番15号
破産者　株式会社ニックス
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７９号
大阪市浪速区敷津東１丁目５番１号
破産者　有限会社アーバンインテリア
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２号
広島県安芸高田市八千代町下根1436番地の１
破産者　有限会社善重工業
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７６号
群馬県伊勢崎市柴町276番地３
破産者　関　　越也
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２８９号
東京都杉並区高井戸東４丁目24―１
破産者　木下　泰彦
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９０号
埼玉県坂戸市鶴舞１丁目８―29
破産者　三宅　澄二
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４７４号
静岡県田方郡函南町平井1740―711、開始決定時の住所静岡県静岡市葵区千代田６丁目25―５
破産者　篠原　幹夫
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部